

# 2017 年度 (来年度)

## 聖隷学園駐車場利用の申請について

**受付期日：1月31日(火)18時まで**

※期日までに書類を提出しなかった場合は、原則として受け付けません。

2017年4月から聖隷学園駐車場利用許可を希望する全ての方※は、上記期間内に手続きを行なってください。  
対象者

- ①今年度に引き続き、自動車通学を希望する学生 (継続申請)
- ②今年度は自動車通学ではないが来年度から希望する学生 (新規申請)
- ③2017年度に免許・車両を取得予定で自動車通学を希望する学生 (予約申請)

なお、2016年度に実習等で保険等の書類を提出した場合でも、改めてすべての書類を提出してください。

### 申請手続き内容

学生サービスセンターホームページより「自動車通学願書」をダウンロード・プリントアウトし、必要事項を記入のうえ以下の書類の写しと一緒に学生サービスセンターに提出してください。(保護者本人の署名捺印も必要です。)

#### ・継続・新規申請の方

- ①免許証の写し      ②自動車検査証の写し      ③自賠責保険証の写し
  - ④任意保険証の写し(対人・対物補償等の保険内容もわかるように)
- ※交通安全講習会の受講

#### ・予約申請の方

- ①通学希望調査票
- ※交通安全講習会の受講

※許可を受けるには、指定された2017年度用の交通安全講習会の受講が条件となりますので、必ず受講してください。受講には必ず学生証を持参してください。

【交通安全講習会】	2016年12月13日(火)18時15分～19時	1701教室
	2017年1月12日(木)18時15分～19時	5401教室
	2017年1月30日(月)18時15分～19時	5401教室
	2017年3月21日(火)14時15分～15時	5401教室

【第一次駐車場利用許可者発表予定日】 2月28日(火)17:00 : HP、掲示板

【駐車場利用手続期間】 3月1日(水)～3月31日(金)

- ①第一・第二・第三・第四駐車場使用許可にあたり、申請者数が駐車収容台数を超える場合は、通学距離、その他の通学手段を考慮の上許可しますので、ご了承ください。
- ②手続の際、2016年度に許可されていた人は、定期駐車券(駐車カード)を2017年度の駐車カードに交換しますので提出してください。
- ③駐車場使用料等の支払いが必要です。
- ④今回の申請で許可されなかった場合は、新入生の申請とあわせて選考し、結果を4月14日(金)以降に発表します。
- ⑤個人で大学周辺の民間駐車場を契約した場合でも『自動車通学願書』の提出が必要です。